

若松保育園(施設)運営規定

(施設の名称)

第 1 条 大輪福祉会が設置する保育所の名所及び所在地は、次の通りとする。

(1)名称 若松保育園

(2)所在地 沖縄市比屋根 6-11-30

(施設の目的及び運営方針)

第 2 条 若松保育園(以下「当園」という。)は、児童福祉法 39 条第 1 項の規定に基づき、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育を行うことを目的とする。

2 当園は、登園を利用する乳児及び幼児(以下「利用乳幼児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めものとする。

3 当園は、利用乳幼児の属する家庭及び地域との結びつきを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は、保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(提供する保育等の内容)

第 3 条 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他の関係法令を厳守し、保育所保育指針(平成 29 年 3 月 31 日厚生省告示 117 号)に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う

(1)特定教育・保育(第 6 条に規定する時間において提供する保育を言う。以下同じ)

(2)延長保育事業

保育標準時間認定子どもについては午後 6 時から午後 7 時まで

保育短時間認定子どもについては①午前 8 時から午後 4 時まで②午前 9 時から午後 5 時まで、それぞれ平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。

(3)その他の保育に係る行事

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 保育の実施にあたりはいちする職員の職種、員数及び職務の内容は、

次の通りとする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

(1)施設長 1 名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令などを厳守させる為必要な指揮命令を行うと共に、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。

(2)主任保育士 1 名

主任保育士は、地域の保護者に対する子育て支援を行うと共に、園長を補佐し、保育ないようについて他の保育士を統括する、

(3)保育士 17 人

保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4)調理員 3 名

調理員は献立に基づく調理業務及び職員に関する活動を行う

(5)看護師 1 名

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(保育を提供する日)

第 5 条 保育を提供する日は、月曜から土曜日までとする。但し、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 1 7 8 号に規定する休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日及び 6 月 23 日(慰霊の日)を除く。

(保育を提供する時間)

第 6 条 保育を提供する時間は次の通りとする。

(1)保育標準認定に関する保育時間(11 時間)

・ 平日

保育標準時間の保育時間(11 時間)午前 7 時から午後 6 時までの範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする。但し、上記保育時間以外の時間において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、午後 6 時から午後 7 時までの間に延長保育を提供する。

・ 土曜日

保育標準時間の保育時間(11 時間)午前 7 時から午後 6 時までの範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする。土曜日保育は延長保育はなしとする。しかし、短時間認定児童に関しては下記に記載されている第 6 条(2)に準ずる。し

かし土曜日の短時間認定児童の延長保育時間は①の場合午前 7 時から午前 8 時。午後 4 時から午後 6 時とする。②の場合は、午前 7 時から 9 時。午後 5 時から 6 時とする。

(2)保育短時間認定に関する保育時間(8 時間)

①午前 8 時から午後 4 時まで、②午前 9 時から午後 5 時までの範囲で、保護者が保育を必要とする時間とする。但し、上記保育時間以外の時間において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、8 時間を超えた時間より延長保育を提供する。

①の場合、午前 7 時から午前 8 時。 午後 4 時から午後 7 時とする。

②の場合、午前 7 時から午前 9 時。午後 5 時から午後 7 時とする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第 7 条 支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額(保育料)を当該市町村へ支払うものとする。

2 第 1 項に定めるもののほか、別表に掲げる便宜の要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

別表(第 7 条関係)

項目	金額	内容、負担を求める理由
延長保育料 (11 時間)	日額 30 分につき 150 円	延長保育に係る費用の 為
延長保育料 (8 時間)	同上	同上

3 給食費について

3 歳児クラスより、主食費(500 円)、副食費(4500 円)を実費徴収する。

4 新入児は、1000 円の実費徴収を行い、園児の帽子購入を行う。

5 5 歳児アプローチカリキュラム等の幼児教育を行うため、教材費 3000 円を実費徴収す

る。

(利用定員)

第 8 条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第 19 条 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次の通り定める。

(1)法第 19 条第 1 項第 2 号の子ども(以下「2 号認定子ども」という。)48 人

(2) 法第 19 条第 1 項第 3 号の子ども(以下「3 号認定子ども」という。)のうち、満 1 歳以上の子ども 33 人

(3)3 号認定子どものうち、満 1 歳未満の子ども 9 名

(利用の開始に関する事項)

第 9 条 当園に入園するときには、沖縄市との利用調整を行わなければならない。

(利用の修了に関する事項)

第 10 条 当園の利用乳幼児が次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする

(1)「子ども・子育て支援法施行規定」第 1 条の規定に基づく事由に該当せず、市町村が利用を取消ししたとき。

(2)支給認定保護者から利用取消の申出があった時。

(3)その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた時。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 当園は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用乳幼児の保護者又は医療機関へのご連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により、事故が発生した場合には、速やかに沖縄市、利用乳幼児の保護者などに連絡を行うと共に、必要な措置を講じるものとする。

3 保育の提供により、損害すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 当園は、利用乳幼児の安全を確保する為の具体的な計画を作成することとする。

2 当園は、前項の計画に基づき、利用乳幼児の避難及び関係機関への連絡の為の体制を整備し、当該体制について職員に周知すると共に、利用乳幼児に避難方法などについて理解させるよう努める事とする。

3 当園は、第 1 項の計画に基づき、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

4 当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画などの検証及び必要な見直しを行うものとする。

(虐待防止の為の措置)

第 13 条 当園は、利用乳幼児の人権の保護及び虐待の防止を図る為必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じるものとする。

(苦情対応)

第 14 条 当園は、提供した保育に関する支給認定保護者などからの苦情に迅速かつ適正に対応する為に、第三者委員苦情受付の窓口を設置するものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録するものとする。

(記録の整備)

第 15 条 当園は、提供した保育に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日それぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

(1)保育の実施にあたっての計画(5年間保存)

(2)提供した保育に係る提供記録(5年間保存)

(3)支給認定保護者に関する市への通知に係る記録(5年間保存)

(4)支給認定保護者等からの苦情の内容の記録

(5)事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録(5年間保存)

附則

本規定は、平成 31 年 1 月 1 日から施工する。

本規定は、令和 2 年 4 月 3 日より施行する。

本規定は、令和 3 年 6 月 30 日より施行する。

本規定は、令和 4 年 4 月 21 日より施行する。

本規定は、令和 5 年 11 月 30 日より施行する。